

令和元年度事業報告

社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会

令和元年度事業報告

わが国では、急速な高齢化や出生率の低下による人口減少により、独居高齢者の増加や若年層のひきこもり、こどもの貧困問題など、生活課題や福祉課題は複雑化・多様化し、極めて深刻な状況となっている。

このような中、本会では、市・区社協の共通課題を検討し、方向性を決定することを目的とした経営計画会議に「働き方改革推進部会」を新たに設置し、今年度から順次施行されている働き方改革関連法に対応するとともに、積極的に地域福祉を推進していく指標となる職員行動指針を策定した。

本会の事業については、「大阪市地域福祉活動推進計画」の重点項目である『担い手づくり』『居場所づくり』『見守り』に基づき、互いにつながり、支え合うことができる地域をめざして、区社協と協働して進めた。

とりわけ、独自事業として進めてきた「地域子ども支援ネットワーク事業」では、学習支援や子ども食堂を運営している登録団体は前年度と比べて42団体増となる130団体となり、子ども支援活動を拡充することができた。

さらに、複雑化する生活課題に対しては、生活困窮者自立相談支援窓口で幅広く受け止め、継続支援が必要な場合は、見守り相談室との連携や地域における社会資源を活用するなど、誰もが地域社会の一員として役割を担うという視点で、本会及び区社協全体で支援した。

また、東日本に大きな被害をもたらした台風19号の被災地には、近畿ブロックの各社協と協力し、災害ボランティア支援センターの運営を支援するため福島県郡山市に職員を派遣するとともに、大阪府社協、堺市社協と共催で長野市にボランティアバスを運行した。さらに、平時から職員の危機管理意識を高め、災害時に迅速かつ的確に行動できるよう、携帯用災害対策マニュアルを作成し、全職員に災害時の初期行動の徹底を図った。

一方、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から外出自粛や休業要請を受け、経済・日常生活に大きな影響を受けたことから、生活福祉資金貸付制度が拡大支援策として位置づけられ、本会及び区社協では部門横断的に全職員で貸付相談に対応した。また、外出自粛等により、孤立しがちな高齢者や障がい者等に対し、住民相互のつながりを絶やさないう見守り活動や電話による安否確認などを積極的に取り組んだ。

本会は、地域福祉を推進する中核的な団体として求められる役割が高まるなか、地域住民が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく地域共生社会の実現に向け、「一人ひとりの人権が尊重されるやさしさとぬくもりのある福祉によるまちづくり」の実現に向けた事業を推進した。

取組み実施状況

1 自律的な事業運営に向けた組織基盤の強化

(1) 人材の確保・育成

次世代の人材確保として、新卒及び既卒を対象に職員を採用するとともに、若手職員の声を反映した新たな職員採用パンフレットの作成や法人説明会の開催など、優秀な人材の確保に向け、採用活動の強化に努めた。

人材育成については、本会が策定した研修計画に基づき実施し、とりわけ新規採用職員研修では、学びや視野を広げ実践に活かすため、社会福祉施設実習を取り入れるなど、研修の充実を図った。

(2) 組織基盤の強化

事業改善や市民サービスの向上を図るため「職員提案制度」を新たに導入し、法人発表会を開催した。

また、本会及び区社協のすべての職員が、担当する業務によらず社協職員として共通の価値観をもち、積極的に地域福祉を推進する指標となる、職員行動指針を策定し、全職員で共有した。

さらに、平成31年4月から順次施行されている働き方改革に対応するため、経営計画会議に「働き方改革推進部会」を設置し、適正な労働時間の管理や労働条件等について見直し、規則・規程を整備した。

(3) 組織の透明性と信頼性の確保

「内部管理体制の基本方針」に基づき、組織経営のガバナンスと本会業務の適正な遂行に努めるとともに、全職員を対象にコンプライアンス意識の向上を図ることを目的にコンプライアンス研修を実施した。

また、会計監査人による年間35日間の定期監査を通じて、法人運営及び会計事務の適正に努めるとともに、区社協経理事務の手引きを改訂するなど、本会及び区社協の会計処理の適正化に努めた。

2 大阪市地域福祉活動推進計画の推進

「大阪市地域福祉活動推進計画」(3か年)の2年目として、3つの重点目標である①地域福祉を担う人を拡げる(担い手)、②人が集い・つながる場を拡げる(居場所)、③地域で見守り・気かけ合う関係を拡げる(見守り)について、1年目の評価・検証を通して明らかになった「助成金等の枠組みのあり方」等の課題とともに、本会各事業を通して推進した。

計画2年目の推進状況については、大阪市地域福祉活動推進委員会のもとに設置した評価会議において、外部委員を交えて評価・検証し、次期計画策定に向けて整理・分析した。

また、前年度に引き続き5冊目となる、「参画と協働のための地域福祉ガイドブック“企業・商店×地域 -つながる・ひろがる 地域貢献活動-”」を発行した。

3 地域生活課題をふまえた地域福祉活動推進の支援

(1) 区社協支援を中心とした地域福祉活動の推進

ア 区担当制を中心とした区社協活動への支援

地域福祉活動の推進を目的として、各区社協へのヒアリングによる実態把握に努め、区ごとの課題に応じ支援した。

また、区社協において地域支援機能を担う職員の育成・強化を進めるための手引書として「地域支援の参考書」を作成し、本会及び区社協間で共有した。

イ 地域支援に関する研修会・連絡会の開催及び情報集約・発信

地域福祉活動の支援を計画的に推進するため、区社協における実践事例を用いた研修会や地域支援計画に関する相談会などを実施した。

また、地域支援担当職員を対象とした情報交換会では「地域アセスメント」の充実に向けて、取組み状況を共有した。

ウ 生活支援・介護予防の基盤整備に向けた取組み

生活支援体制整備事業の推進に向け、生活支援コーディネーター連絡会で各区の事業計画などについて協議したほか、介護予防・生活支援・居場所づくりなどの取組みの推進に向けて、「大阪市における生活支援コーディネーター実践事例集」の発行や「近畿ブロック政令指定都市社協 生活支援コーディネーター実践交流会」を他都市社協と共同開催した。

エ 地域福祉シンポジウムを通じた推進手法・実践事例の発信

地域福祉活動の推進と発信を目的とした「地域福祉シンポジウム」を開催し、市民・福祉関係者など約150人が参加した。「小地域福祉活動の推進と今後の展開」をテーマに、市内の3つの実践報告を通して、一人ひとりの気づきを地域全体の取組みにつなげるためのポイントや、住民同士の話し合いの場の重要性について共有した。

(2) 地域子ども支援ネットワーク事業の推進

平成30年度から実施している「地域子ども支援ネットワーク事業」について、令和元年度末で130団体の登録があり、企業からの支援物資を子ども食堂などへ支援するため、社会福祉施設を通じて、591件受給調整した。

また、活動団体の情報共有の場として「地域子ども支援団体連絡会」を年6回開催するとともに、活動のサポート講座を開催した。

一方、市民に向けての啓発事業として253人の参加のもとシンポジウムを開催し、

活動報告や講演により、今後の活動の裾野を広げる一助とした。

(3) 高齢者の社会参加促進に向けた介護予防ポイント事業の実施

平成27年10月から「施設活動コース」として高齢者施設を対象に開始された本事業は、平成30年4月に「保育所」が加わり、同年7月から利用者の自宅で生活支援活動を行う「在宅活動コース」がモデル事業として3地域で開始され、新たな活動の場が拡大した。

また、各区社協や受入登録施設の協力により、登録時研修を62回開催し、新規登録者413人、延登録者数3,313人を養成した。

(4) 助成金を活用した地域生活課題の解決に向けた支援

新規で地域住民が集う場を推進する団体、グループを対象に、NHK歳末たすけあい配分金を活用した「居場所づくり支援事業助成金」を交付した。地域住民や団体が主体となって、健康づくりを通しての居場所や、さまざまな人の交流の拠点など、自分らしく生活できる地域社会の構築に向けた一助とした。

(5) 善意銀行の運営

市民からの善意の預託(金品・物品)を社会福祉施設やこども食堂等への支援をはじめ、地域コミュニティづくりの取組みや、大阪の社会福祉の歴史を保存・伝承していく取組みに活用した。

また、株式会社セブン-イレブン・ジャパンと締結した「商品寄贈による社会福祉貢献活動寄贈品に関する協定」に基づき19件971箱の寄附があり、こども食堂や生活困窮者への支援に活用した。

4 総合的な相談支援体制の充実

(1) 総合的な相談支援体制の充実に向けた協議・検討、関係機関との連携

ア 見守り相談室の機能強化に向けた研修会・連絡会の開催

「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」の3つの機能強化及びCSWの機能強化に向けた、研修会や連絡会を開催した。

イ 生活困窮者自立相談支援事業を始めとする相談体制の強化

生活困窮者自立相談支援事業では、他法人を含めた情報交換の場を設定し、見守り相談室と合同で連絡会を開催するなど、支援現状の共有や課題検討などを通して、連携の強化を図った。また相談員を対象にアウトリーチ支援に係る研修を行い、相談支援の充実に努めた。

(2) 地域包括支援センター連絡調整事業の推進

ア 地域包括支援センター（認知症強化型包括支援センターを含む）及びブランチに対する後方支援

処遇困難事例や認知症高齢者への支援などの課題に対して助言するとともに、必要に応じて地域ケア会議へ出席し、地域包括支援センターが抱える業務上の課題解決に努めた。

また、市内66地域包括支援センターの円滑な運営に向けた定例会議の開催や、業務マニュアル「総合相談支援業務実用集」（平成22年度作成）の改訂など、全体で情報を共有した。

イ 事業実績集計、分析、フィードバック

活動状況を把握・分析し、大阪市や市地域包括支援センター運営協議会に報告した。また、事業実績マニュアルで質問が多かった項目を変更した。

ウ 職員研修の実施

日々の相談などから、円滑な運営に向けて必要な内容を研修会に反映した。

エ 家族介護者支援

大阪市介護家族の会連絡会の事務局として、認知症の正しい理解を深めるために研修会を開催するとともに、介護者同士の交流会の開催やアンケートを実施するなどの活動を支援した。

(3) おおさか介護サービス相談センター事業の推進

介護保険サービスの利用者や家族及びサービス提供事業者からの苦情や相談を受け、中立的な立場で情報提供や助言を行い、介護保険サービスの質の向上に努めた。

また、地域包括支援センターが対応している支援困難ケースに対して助言や意見・情報交換などを通じ連携を深めた。

さらに、地域福祉活動に取り組む市民を対象に介護相談研修を実施し、認知症の理解と支援などの学習機会を設け、福祉人材の育成を図った。

(4) 休日夜間福祉電話相談事業の推進

休日夜間における障がい者や高齢者の福祉及び権利擁護に関する電話相談を実施し、内容に応じて関係機関への連携を図るなど、課題解決に努めた。また、障がい者や高齢者の虐待通報、緊急一時保護の連絡窓口として、虐待対応のセーフティネットとしての役割を担った。

(5) 生活福祉資金貸付事務事業の推進

生活福祉資金貸付事業の相談窓口である区社協に対して、情報提供や連絡調整など、円滑かつ効果的な業務に向け支援した。

また、生活困窮者自立相談支援事業や民生委員児童委員協議会とも連携を強化するなど、包括的相談体制に努めた。

さらに、3月から新型コロナウイルス感染症の影響を受け始まった緊急小口資金などの特例貸付への相談に迅速に対応した。

(6) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の実施

就職に有利な資格取得をめざすひとり親家庭の親に対して、養成機関への入学準備金を63件貸し付けた。貸付相談を通じて生活福祉資金など、他の福祉制度の情報提供にも努め、ひとり親家庭の自立を支援した。

5 権利擁護に関する取組みの推進

(1) あんしんさぼーと事業（日常生活自立支援事業）の推進

認知症高齢者や地域で暮らす知的障がい・精神障がい者への支援の必要性は年々高まっており、特に、精神障がい者、知的障がい者の利用者が増加しているなか、関係機関と連携し、本人らしい生活を送ることができるよう自己決定の尊重を基本とし、適切に支援した。

本人の判断能力の低下や生活環境の変化などに気づき、成年後見制度が必要な場合、関係機関と連携し、成年後見利用促進を進める成年後見支援センターと一体的に展開し、地域におけるより適切な権利擁護支援へつなげた。

(2) 成年後見支援センター事業の推進

大阪市地域福祉基本計画の中で「権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける協議会」の中核機関と位置づけられ、従来の機能に加え、専門職団体・関係機関が連携協力する「協議会」の運営や、本人を中心として支援策を検討する「チーム」に専門職を派遣するとともに、あんしんさぼーと事業（日常生活自立支援事業）から成年後見制度への移行支援、親族後見人への支援など、権利擁護の地域連携ネットワーク構築に向けた事業を実施した。

第13期市民後見人養成講座を開催し、修了者のうち42人が市民後見人バンクに登録した。成年後見人等候補者検討会議にバンク登録者から市民後見人を推薦し、選任後はセンターや専門職により活動を支援した。家庭裁判所から選任された市民後見人は累計で241人となった。

さらに、大阪市・堺市・大阪府社協・堺市社協との共催により「市民後見人・成年後見制度啓発シンポジウム」を開催し、市民後見人活動について広報、啓発を行った。

6 大規模災害発生時に備えた災害対策の推進

(1) 大規模災害時における的確な支援に向けた災害対策の推進

災害時における職員の初動対応力の向上及び意識高揚を目的に、平成30年6月に発生した大阪府北部地震で災害対応に取り組んだ高槻市社協から講師を招き、学習会を開催した。学習会に併せて発災時における動員基準の確認や災害備蓄物品設置場所の確認、新たに作成した携帯版災害対策マニュアルの配付などを通じて、職員一人ひとりがとるべき行動を学んだ。

また、「市・区社協合同災害対策本部設置訓練」を実施し、学習会での学びを訓練で実践するとともに、本会及び区社協間での災害時の連携について確認した。

(2) 他都市社協や関係機関との連携強化

災害が発生した際に、近畿ブロックの府県・指定都市社協が連携し、スムーズに支援できるよう、連絡会や研修などに参加した。

また、台風19号では大きな被害が発生したため、全社協の支援要請に基づき近畿ブロックの府県・指定都市社協間で協議し、災害ボランティアセンターの運営支援として福島県郡山市に約1カ月、延べ5人の職員を派遣した。

さらに、大阪府域において、民間企業やNPOなどと広域かつ効果的な連携及び被災地復興支援を図ることを目的に、おおさか災害支援ネットワーク（OSN）に世話役団体として参画し、会議や研修を開催したほか、大阪府下避難者支援団体等連絡協議会（ホットネットおおさか）と連携を図り、東日本大震災による避難者に対し、引き続き支援した。

ライオンズクラブと締結している「災害時のボランティア支援に関する協定書」に基づき、災害時のみならず平時からの連携を強化するため、情報交換会を開催した。

(3) 災害時のボランティア活動支援体制の構築

災害対応における課題をふまえ、大阪市ボランティア・市民活動センターのホームページで災害支援などに関する情報を発信するとともに、台風19号により大きな被害を受けた長野市へ大阪府社協・堺市社協と合同でボランティアバスを運行し、ボランティア20人が参加した。

また、区域における防災意識の向上や災害発生時にそれぞれの専門性や役割を活かして支え合うボランティア活動を推進するため、おおさか災害支援ネットワークに参画する専門的な技術を持つNPO団体の情報を提供した。

(4) 災害時における事業継続計画（BCP：Business Continuity Planningの略）策定

大規模災害発生時に求められる業務や通常業務を円滑かつ適切に遂行するため、事業継続計画（BCP）を策定し、職員向け学習会に併せて内容を確認する機会を設定し、職員へ周知を図った。

(5) 災害ボランティアセンター開設・運営に向けた支援

災害時に区社協が開設する災害ボランティアセンターの運営が円滑に進むよう、研修の実施や災害訓練実施に向け支援した。また、令和元年8月には、日本赤十字社大阪府支部の協力のもと、大阪市災害ボランティア運営者研修会を開催した。

(6) 新型コロナウイルス感染症への対応

急速に新型コロナウイルス感染症が広がったことを受け、感染症拡大防止の観点から、各事業の優先度を決め、特に生活福祉資金貸付事務事業や生活困窮者自立相談支援事業などについては、担当業務の枠を超えて社協総体として取り組んだ。

7 ボランティア・市民活動の推進・強化

(1) ボランティア振興事業の推進

ボランティア・市民活動に関する相談窓口として、来所、電話、メールなどにより相談を受け付け、活動の紹介や支援を行った。また、ボランティア募集、講座・イベント情報、ボランティア・市民活動団体の活動情報及び地域貢献・社会貢献を行う企業等との連携・協働に関する情報をボランティア・市民活動情報誌「COMVO」やメールマガジンなどを通じて発信した。

(2) 福祉教育の普及・推進

地域共生社会をめざし、教育分野と社会福祉分野の協働により、学校など当事者を交えた福祉体験やふれあいの機会をつくるなど、こどもたちの学びを支援した。

また、地域住民や地域団体、福祉施設、ボランティア・市民活動団体、NPO法人、企業など多様な団体と連携し、認知症の理解促進に向けた取組みやボランティア学習など、全世代を対象とした地域での福祉の学びの場づくりを支援した。

(3) ボランティア活動振興基金を活用した地域福祉活動の支援

前年度に引き続き、担い手育成や居場所づくりを支援する12事業を対象に、155団体へ助成し、多様化する地域課題の解決のための一助とした。また、助成事業の改編に向けて、活動団体へのアンケート調査を行い、団体の課題を把握した。

(4) 大阪市市民活動総合支援事業の実施

「大きな公共を担う活力ある地域社会づくり」に向け、大阪市域で活動する市民や市民活動団体、企業など誰もが公共の担い手として、①地域活動や市民活動、社会貢献活動に参画しやすい、②誰もが活動を進めるうえで必要な情報が容易に取得しやすい、③活動を進めるうえで他団体や企業と連携・協働を進めやすい、環境を整備することを目的とした事業に取り組んだ。

(5) 認知症サポーター養成等事業の実施

ア 認知症サポーター養成講座の開催支援

認知症サポーター養成講座の開催を希望する企業・団体へ講師を派遣した。

イ キャラバン・メイトの養成及びフォローアップ、組織化の支援

キャラバン・メイトの養成研修を実施するとともに、これまで活動していなかったキャラバン・メイトに対して、今後の活動につながる内容の研修を実施した。

また、各区キャラバン・メイト事務局連絡会を開催し、情報交換や課題について共有した。

ウ 企業における認知症サポーター養成講座の開催

キャラバン・メイトに対して、銀行やスーパーマーケットなどで認知症サポーター養成講座を実施する講師の視点を学ぶ研修を行い、企業における養成講座開催に向け支援した。

エ 認知症カフェ運営に係る後方支援

認知症の方と家族、地域住民、専門職などの誰もが参加できる「集う場（認知症カフェ）」に対し、専門職の講師派遣に係る相談や連絡などを行った。

8 中立・公正な立場に立った事業の展開

介護保険要介護認定訪問調査・障がい支援区分認定訪問調査事業

介護保険の根幹となる、要介護認定調査や障がい支援区分認定調査及び他都市の市内居住者の認定調査を中立・公正な立場で市内全域で実施し、前年度より約2万件増となる約17万件を調査した。

また、令和元年度は、介護保険制度の改正により、更新申請は前年度と比べ約20%増となったが、1日あたりの所定調査件数を4件から5件に増やすとともに、日曜・祝日に調査業務を実施するなど、職員が一丸となり取り組んだ。

9 福祉人材の養成及び情報の発信

(1) 社会福祉研修・情報センターの施設管理・運営

ア 社会福祉施設職員や市民を対象とした各種研修の開催

社会福祉施設職員を対象とした福祉従事者研修や認知症介護研修、介護職員研修を実施し、社会福祉を支える人材養成に努めるとともに、市民の福祉に対する理解を深めることを目的とした多様な研修や実習を実施した。

イ 大阪市福祉人材養成連絡協議会の運営

大阪市福祉人材養成連絡協議会を運営し、平成28年度にまとめた「福祉職場にお

ける人材育成をめぐるニーズ調査及び人材育成等のあり方に関する調査報告書」に基づき、平成30年度から実施している人材育成の観点から重要となるスーパービジョン研修を引き続き開催し、福祉人材の養成に努めた。

ウ 社会福祉に関する調査研究及び情報提供

研究誌「大阪市社会福祉研究」第42号を発行するとともに、多様な社会福祉に関する情報を、情報誌「ウェルおおさか」やホームページ、福祉・介護の啓発イベント「ウェルおおさかは一とフェア」の開催などを通して、市民、福祉関係者に広く発信した。

エ 貸室業務及び施設総合管理業務

社会福祉関係の利用に供するため、貸室の空室予約を6ヶ月前とし、毎週空室情報を提供するとともに、経年劣化した建物修繕なども適宜実施し、利用しやすい対応に努めたほか、広く市民や福祉関係団体等に広報し、利用促進を図った。

オ 福祉職員のためのメンタルヘルス相談の実施

福祉職員のためのメンタルヘルス相談を定期的にも実施するとともに、メンタルヘルス出張研修を、大阪市地域リハビリテーション協会、生野区社会福祉施設連絡会、いわき生野学園で実施した。

(2) 新たな地域福祉活動の担い手の育成

地域福祉活動を担う市民を対象とした研修実績を活かし、住民主体の地域福祉活動が継続的かつ発展的に展開するよう、「地域福祉活動者研修体系検討会」を開催し、「地域福祉活動者のための学びのテーマ・ポイント集」を発行するなど、活動の中心となるリーダーや新たな担い手の育成に努めた。

(3) 次世代の社会福祉の担い手の育成

子育て世代など新たな担い手への福祉啓発事業として「ウェルおおさかは一とフェア」を開催した。

(4) 福祉の就職総合フェアの共催

大阪府社協、堺市社協との共催により、合同求人説明会を開催し、求人施設などと就職希望者との個別面談や就職に関する相談、情報提供、インターンシップ等の機会を提供し、大阪府内の社会福祉施設等への福祉・介護人材の確保・推進に努めた。

(5) 大阪市・シカゴ市（姉妹都市）社会事業従事者研修・交流プログラムの実施

大阪市社会事業施設協議会（大阪市管轄の社会福祉施設を組織化した児童、保育、老人、生保、地域、障がいの各団体により構成。以下、「施設協」という。）の共催事業と

して、本会職員1人と施設協加盟各6団体から社会福祉施設職員6人を、シカゴ市へ派遣した。シカゴ市内約15ヶ所の社会福祉施設やボランティア団体などへの訪問や見学を実施し、両市の国際的視野と相互理解を深め、福祉の発展・充実に寄与するとともに同市との姉妹都市交流を図った。

10 福祉関係機関、団体との連絡協調

(1) 民生委員・児童委員との連携

大規模災害が相次いで発生している中、災害時における要援護者の安否確認は喫緊の課題であることから、区社協での「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」において、平時から継続的な見守り活動に取り組んでいる民生委員・児童委員との連携の強化に努めた。

(2) 共同募金会との協働

10月1日から始まる赤い羽根共同募金運動のオープニングセレモニーに本会職員が参加協力したほか、有志による街頭募金活動、広報誌「大阪の社会福祉」やホームページへの掲載など、募金啓発活動に積極的に取り組み、大阪府共同募金会とより緊密な連携を図った。

赤い羽根共同募金の配分金のほか、「子どもの貧困、虐待の防止、虐待を受けた子どものケアに関する助成」及び「大阪府北部地震および台風21号災害に係る災害ボランティア・NPO活動サポート募金を財源とした助成」を受け、地域福祉活動を一層推進した。

(3) 大阪市社会福祉事業施設協議会活動の推進

施設協の事務局として、市内社会事業施設の充実・発展を図ることを目的に、施設団体相互間の連絡調整、施設と地域、関係機関・団体との調整を行った。

施設協各委員会を通じて、社会福祉法人・施設が抱える課題を集約し、課題解決に向けた活動を支援した。

また、施設協のホームページを新設し、施設協6団体及び加盟各施設等の公益的な取り組みや人材確保等に係る情報を発信するなど支援をした。

(4) 大阪市社会福祉施設人権活動推進連絡協議会活動の推進

大阪市社会福祉施設人権活動推進連絡協議会事務局として施設協との共催により、年間を通して人権研修を実施し、社会福祉施設職員が人権課題への理解を深められるよう、人権活動の積極的推進を図った。

(5) 区社会福祉施設連絡会活動の支援

各区の社会福祉施設連絡会と施設協の合同で、「地域における公益的な活動の実践報告会」を開催し、各社会福祉法人や区社会福祉施設連絡会の実践事例を通して、地域で求

められている社会福祉法人としての使命や役割を改めて確認し、今後の取組みの推進や課題解決の一助とした。

(6) 社会福祉法人の地域における公益的な取組みへの支援

「地域こども支援ネットワーク事業」において、施設協の加盟施設と連携し、拠点や資金、専門性を活かした地域における公益的な取組みを推進した。

また、今年度も施設協と協働で公益的な活動の取組み状況の実態を調査し、1,106施設中、576施設から回答を得た（前年度455施設）。今後の推進に向けた後方支援として、結果を分析し、更なる推進に向けた取組み提案や広報等の後方支援に努めた。

(7) 住宅供給公社との連携強化

大阪市住宅供給公社と地域福祉の推進及び市民生活の安定を図ることを目的に、包括連携協定を締結した。本協定に基づき、お互いの事業の強みを活かして、高齢者、障がい者、生活困窮者、子育て世帯などへの支援を図る。

1.1 広報啓発活動の充実

(1) 調査、啓発及び広報活動

広報誌「大阪の社会福祉」やボランティア・市民活動センターが発行する「COMVO」、社会福祉研修・情報センターが発行する「ウェルおおさか」を通じて福祉の理解を深めるための情報や地域活動・ボランティア活動への一歩を踏み出すための情報を発信するとともに、読み手へのアンケート調査を実施・検証し、よりよい誌面づくりに努めた。

また、ホームページにおいても広報誌と連動しながら本会が取り組む事業を中心にブログ等を通じて積極的に発信し、アクセス数は前年度と比べ12%増となった。

さらに、効果的な情報発信を目的に広報担当連絡会議を定期開催したほか、本会における情報発信のあり方について検討する拡大広報担当連絡会議を設置し、広報・情報発信の基本方針を定めた。

(2) 大阪市社会福祉大会の開催

多年にわたり、大阪市の社会福祉の向上に寄与した功労者や団体に対し、本会会長及び市長から、表彰状及び感謝状を贈呈した。また、本会が地域福祉を推進する中核的な団体として、多様な機関・団体と連携し地域課題の解決に向けた取組みを推進していくとした大会宣言が採択された。講演会では一般参加も多数あり、本会の活動を広く周知する機会となった。

(3) 人権啓発の推進

高齢者、障がい者、ハンセン病及び児童虐待防止推進月（週）間行事をはじめとする多様な人権活動に参画するとともに、広報誌「大阪の社会福祉」やホームページなどで

さまざまな取組みを掲載し、広く啓発活動するとともに、人権週間を中心に市内各所で開催される各種講演会や行事、関係団体主催の人権研修への参加を促進した。